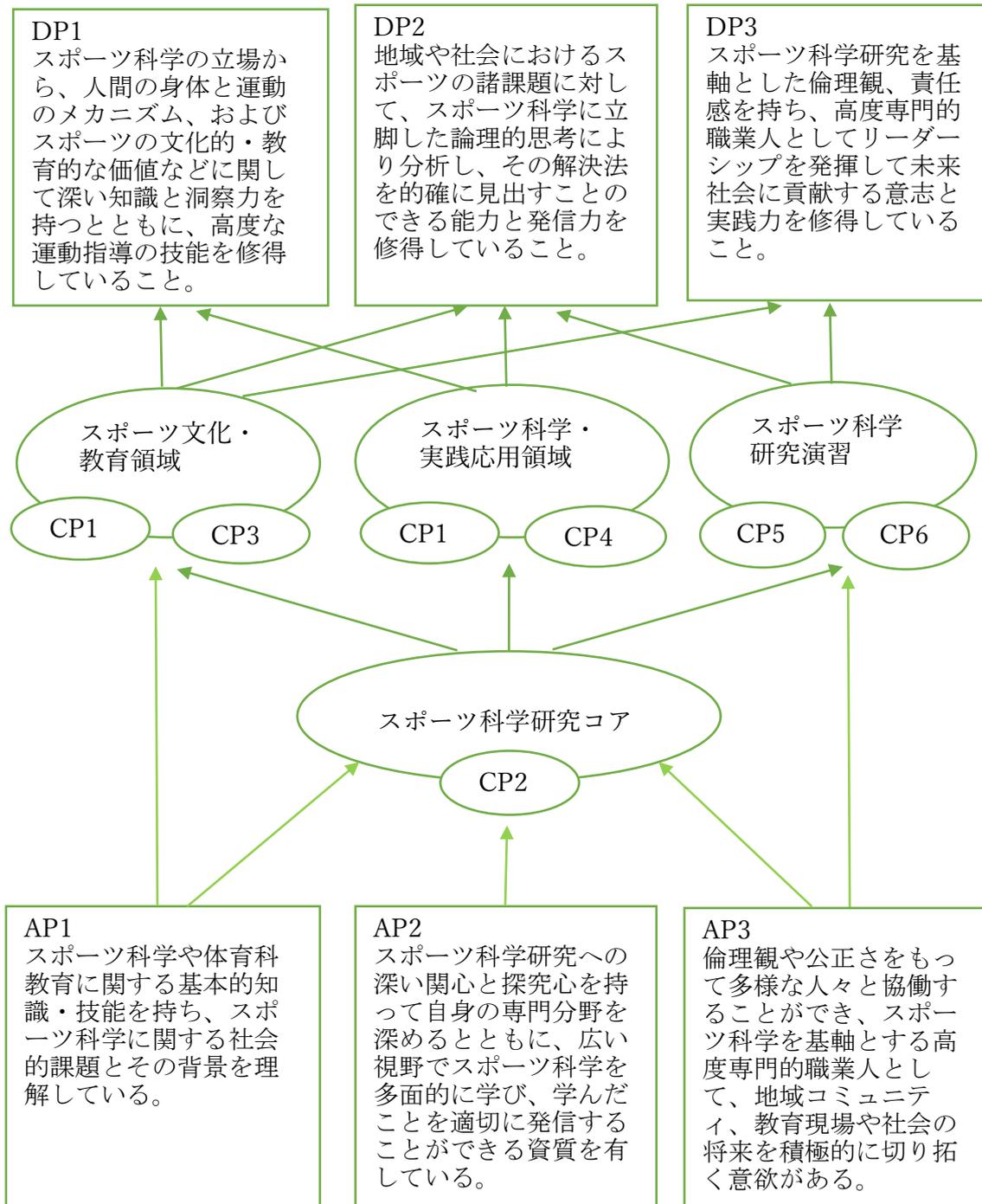


環太平洋大学大学院スポーツ科学研究科
設置の趣旨等を記載した書類（資料）

【資料1】	三つのポリシー関連図	2
【資料2】	時間割	4
【資料3】	修士課程研究指導スケジュール	6
【資料4】	環太平洋大学研究倫理委員会研究倫理審査要領及び研究倫理指針	7
【資料5】	履修モデル	10
【資料6】	環太平洋大学学位規程（案）	12
【資料7】	学位論文審査基準	15
【資料8】	体育学部から大学院スポーツ科学研究科への接続図	16
【資料9】	環太平洋大学大学院学則（案）第27条及び第31条	17
【資料10】	定年規程（案）	18
【資料11】	環太平洋大学学内研究費取扱ハンドブック	19
【資料12】	施設図面	21
【資料13】	環太平洋大学院スポーツ科学研究科委員会規程（案）	25

【資料1】 三つのポリシー関連図



- CP1. 授業科目については、スポーツ科学に関する高度で幅広い知識や技能を修得させるためにスポーツ科学の各学問領域（スポーツの人文科学・社会科学・自然科学）に関する必要な専門科目を配置する。
- CP2. 入学年次のコア科目ではスポーツ科学の意義について学ぶとともに、スポーツ科学研究の方法論について、文化・教育的視点と実践的・応用的視点を学び、多様な研究の視点を統合させながら、複眼的思考を修得する。
- CP3. スポーツ文化、地域スポーツ、スポーツ心理、スポーツ教育やスポーツ倫理などのスポーツ科学の文化・教育的側面を学ぶことで、高度専門的職業人としての高い倫理観、責任感およびリーダーシップを修得する。
- CP4. コーチングやデータサイエンス、バイオメカニクスなどのスポーツ科学の応用部門について学ぶことで、実践力、分析力、論理的思考力を修得する。
- CP5. スポーツ科学研究演習で修士論文または特定課題研究作成に必要な調査・研究方法について修得する。
- CP6. スポーツ科学研究演習と修士論文または特定課題研究の作成を通して、課題解決能力と高度専門的職業人として社会の多様な場で活躍できる汎用的知識や実践力を修得する。

【資料2】 時間割

前期

	月曜			火曜			水曜			木曜			金曜		
	科目名(担当教員)	学年	教室	科目名	学年	教室	科目名	学年	教室	科目名	学年	教室	科目名	学年	教室
1															
9: 00				コーピング学特論Ⅲ(走・跳・投) (品田 直宏・梶谷 亮輔)	1・2年		スポーツ運動学特論 (佐野 淳)	1・2年		スポーツ文化特論 (真田 久)	1・2年				
~															
10: 30															
2															
10: 45	運動生理学特論 (吉岡 利貞)	1・2年		スポーツ科学特論 (真田 友添・佐野 渡井・西嶋 吉昭)	1年		スポーツ倫理学特論 (友添 秀則)	1・2年		スポーツバイオメカニクス特論 (浅井 武・明石 啓太)	1・2年		スポーツ心理学特論 (上野 耕平)	1・2年	
~															
12: 15															
3															
13: 05	スポーツ科学研究演習Ⅰ (浅井 西嶋 吉岡 富本 品田 梶谷)	1年		スポーツ科学研究演習Ⅰ (真田 友添 佐野 柴山 明石)	1年		スポーツテータサイエンス特論 (西嶋 尚彦)	1・2年		スポーツ科学研究演習Ⅲ (浅井 西嶋 吉岡 富本 品田 梶谷)	2年				
~															
14: 35															
4															
14: 50							地域スポーツ特論 (柴山 慧)	1・2年		スポーツ科学研究演習Ⅲ (真田 友添 佐野 柴山 明石)	2年				
~															
16: 20															
5															
16: 35															
~															
18: 05															

後期

	月曜			火曜			水曜			木曜			金曜		
	科目名	学年	教室	科目名	学年	教室	科目名	学年	教室	科目名	学年	教室	科目名	学年	教室
1															
9:00															
～															
10:30															
2															
10:45	アダブテッドスポーツ学特論	1・2年		スポーツ科学研究方法論	1年		身体活動情報分析学特論	1・2年		スポーツ科学研究演習Ⅱ	1年				
～	(宮本 彩)			(真田友添 佐野 漢井 西嶋 吉岡)			(西嶋 尚彦)			(真田友添 佐野 柴山 明石)					
12:15															
3															
13:05	トレーニング学特論	1・2年		スポーツ科学研究演習Ⅱ	1年		コーピング学特論Ⅰ(個人科目)	1・2年		コーピング学特論Ⅱ(集団科目)	1・2年				
～	(吉岡 利真)			(漢井 西嶋 吉岡 宮本 品田 穂谷)			(佐野 淳)			(漢井 武)					
14:35															
4															
14:50															
～															
16:20															
5															
16:35															
～															
18:05															

【資料3】修士課程研究指導スケジュール

学 年	時 期	事 項
第1学年	4月上旬	入学・履修ガイダンス（履修計画・研究計画・研究の進め方） 研究指導教員決定（副研究指導教員も同時に決定） なお、修士論文に替えて、特定課題研究を希望する者は研究指導教員並びに副研究指導教員と協議し、その旨履修登録を行う 「スポーツ科学研究演習Ⅰ」履修登録
	7月下旬	オリエンテーション（修士論文・特定課題研究の進め方） なお、特定課題研究で共同研究を希望する者はそれぞれの研究指導教員及び副研究指導教員の了解を得て事務室に届け出る
	9月上旬	「スポーツ科学研究演習Ⅱ」履修登録
	9月中旬	修士論文・特定課題研究のテーマ案を事務室に提出
	9月下旬	研究指導教員の下で修士論文・特定課題研究を開始
	11月上旬	研究指導教員との個別ミーティング（研究の背景・目的、現状分析、方針の仮説などを作成）
第2学年	4月上旬	履修ガイダンス（研究の進め方と研究成果のまとめ方） 副査2名の最終決定 「スポーツ科学研究演習Ⅲ」履修登録
	7月下旬	研究指導教員との個別ミーティング（研究の進捗状況の報告）
	9月上旬	修士論文・特定課題研究中間報告会（主査、副査は改善点などのコメントを提出）
	1月上旬	修士論文・特定課題研究提出 論文審査会
	2月上旬	修士学位授与

【資料4】環太平洋大学研究倫理委員会研究倫理審査要領及び研究倫理指針

環太平洋大学 研究倫理委員会研究倫理審査要領 及び研究倫理指針

第1章 研究倫理委員会研究倫理審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、環太平洋大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）規程第3条に基づき、環太平洋大学（以下「本学」という。）における研究の計画及び適正な実施の審査 に関し、必要な事項を定める。

(審査の対象者)

第2条 審査の対象は、本学の教授、准教授、講師、助教が行う研究とする。

2 前項に定める者のほか、本学の学生及び審査を希望する者の研究を審査することができる。

(審査の申請)

第3条 前条第1項及び第2項に該当する者が研究を行おうとするときは、事前に「実験計画書」（様式1-1及び様式2）及び「同意書」（様式1-2）を、委員会委員長（以下、「委員長」という。）に提出する。

2 委員長は、前項の実験計画書及び同意書を受領したときは、委員会に審査を付託する。

3 委員会規程第5条第5項に基づき、審査内容に応じて専門部会を設置して審査を付託することがある。

4 研究を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、委員会に出席し、申請内容等を説明するとともに、意見を述べることができる。

(審査基準)

第4条 委員会は、前条第2項により付託された実験計画書及び同意書の内容について審査を行う。

2 審査は、第2章に定める研究倫理指針に基づいて行うものとする。

(判定)

第5条 審査の判定は、委員（申請者である委員を除く）の3分の2以上の合意に基づき、次の区分によるものとする。

- (1) 承認
- (2) 変更勧告
- (3) 不承認
- (4) 非該当
- (5) その他

2 委員が申請者、指導教員又は研究分担者である場合には、審査の判定に加わることができない。

3 委員会の速やかな開催が困難な場合等やむを得ない事情がある場合には、審査の迅速化を図るため、持ち回り会議によって審議することができるものとする。

4 各委員は、原則として1週間以内に「判定結果報告書」（様式3）を委員長に提出するものとする。

（審査結果の通知）

第6条 委員長は、審査終了後速やかに、「審査結果通知書」（様式4）により、審査結果を申請者に通知しなければならない。

（再審査）

第7条 申請者は、審査結果に不服があるときは、「再審査申請書」（様式5）により、委員長に対し再審査を求めることができる。

（審査員の守秘義務）

第8条 委員は、審査の内容について守秘義務を負う。

（事務）

第9条 審査に関する事務は、学務事務課において処理する。

第2章 研究倫理指針

（目的）

第10条 本学の学術研究の信頼と公正を確保することを目的とし、人間及び動物を直接対象とする研究を遂行する上で要請される研究者の倫理的指針をここに定める。

（研究者）

第11条 研究者は、本学の教授、准教授、講師、助教とする。

2 前項に定める者のほか、本学の学生及び審査を希望する者も研究者とみなす。

（研究者の基本的態度）

第12条 研究者は、科学的合理性及び倫理的妥当性が認められない研究を実施してはならない。

2 研究者は、国際的に認められた規範等及び国内の関係法令等を遵守して、研究しなければならない。

（研究情報の収集）

第13条 研究者は、科学的に合理的かつ妥当な方法と手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

（インフォームド・コンセント）

第14条 研究者は、研究の目的と計画を研究対象者に分かり易く説明し、研究対象者の明確な同意を得なければならない。

2 研究者は、研究対象者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者から同意を得た上で、委員会の審査を受けなければならない。

(個人情報保護)

第15条 研究者は、研究対象者の個人情報を保護しなければならない。

2 研究者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(研究情報の管理)

第16条 研究者は、研究のために得た資料、情報、データ等を適切な期間保存しなければならない。

(機器・薬品の安全管理)

第17条 研究者は、研究装置・機器及び薬品・材料等を使用するときは、関係法令等を遵守し、安全管理に努めなければならない。

(研究成果の公表)

第18条 研究者は、特許権取得など合理的な理由によって公表に制約のある場合を除き、研究の成果を広く社会に還元するために公表しなければならない。

2 研究者は、研究成果の公表に際し、先行研究を精査し、かつ尊重して、他者の知的財産を侵害してはならない。

3 研究者は、研究成果について、ねつ造、改ざん、盗用等の不正な行為をしてはならない。

(著作権)

第19条 著作権は、研究者が当該研究に実質的に関与し、研究内容と研究結果に責任を負う場合に認められる。

(研究費の管理)

第20条 研究者は、関係法令並びに創志学園及び本学の関連規定等を遵守し、研究費の適切な使用に努めなければならない。

2 研究者は、証拠書類等を適切な期間保存しなければならない。

(改廃)

第21条 この要領の改廃は、学長が行う。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

【資料5】履修モデル

コーチ

学年	学期	科目名	単位数	
			必修	選択
1年	前期	スポーツ科学特論	2	
		スポーツ科学研究演習Ⅰ	2	
		スポーツ文化特論		2
		スポーツ心理学特論		2
		スポーツデータサイエンス特論		2
	後期	スポーツ科学研究方法論	2	
		スポーツ科学研究演習Ⅱ	2	
		スポーツ教育学特論		2
		コーチング学特論Ⅰ（個人種目）		2
		トレーニング学特論		2
2年	前期	スポーツ科学研究演習Ⅲ	2	
		スポーツ運動学特論		2
		スポーツバイオメカニクス特論		2
		運動生理学特論		2
		コーチング学特論Ⅲ（走・跳・投）		2
	後期	修士論文／特定課題研究		
修得単位数	小計		10	20
	合計		30	

スポーツアナリスト

学年	学期	科目名	単位数	
			必修	選択
1年	前期	スポーツ科学特論	2	
		スポーツ科学研究演習Ⅰ	2	
		スポーツ文化特論		2
		スポーツデータサイエンス特論		2
		スポーツバイオメカニクス特論		2
	後期	スポーツ科学研究方法論	2	
		スポーツ科学研究演習Ⅱ	2	
		スポーツ史特論		2

2年	前期	身体活動情報分析学特論	2	2
		トレーニング学特論		2
		スポーツ科学研究演習Ⅲ		2
		スポーツ倫理学特論		2
		スポーツ運動学特論		2
		運動生理学特論		2
	コーチング学特論Ⅲ（走・跳・投）	2		
後期	修士論文／特定課題研究			
修得単位数		小計	10	20
		合計	30	

教育に関わる自治体職員・企業人

学年	学期	科目名	単位数	
			必修	選択
1年	前期	スポーツ科学特論	2	
		スポーツ科学研究演習Ⅰ	2	
		スポーツ文化特論		2
		地域スポーツ特論		2
		運動生理学特論		2
	後期	スポーツ科学研究方法論	2	
		スポーツ科学研究演習Ⅱ	2	
		スポーツ教育学特論		2
2年	前期	アダプテッドスポーツ学特論		2
		コーチング学特論Ⅱ（集団種目）		2
		スポーツ科学研究演習Ⅲ	2	
		スポーツ倫理学特論		2
		スポーツデータサイエンス特論		2
		スポーツバイオメカニクス特論		2
	後期	コーチング学特論Ⅲ（走・跳・投）		2
		修士論文／特定課題研究		
修得単位数		小計	10	20
		合計	30	

【資料6】環太平洋大学学位規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規程に基づき本学が授与する学位、学位論文審査及び最終試験の方法その他学位に関して必要な事項を定めるものとする。

（学位の授与）

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本大学学則の定めるところにより所定の要件を満たし、課程修了を認定された者に授与する。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより修士課程所定の要件を満たし、課程修了を認定された者に授与する。

（修士の学位の申請）

第5条 修士の学位を申請する者は、学位申請書に学位論文、論文要旨、履歴書及び別に定める学位論文審査料を添え、学長に提出しなければならない。

2 特定課題研究を選択した者は、前項に定める学位論文、論文要旨を特定課題研究報告書に読み替えるものとする。

（学位論文）

第6条 修士の学位論文は、1篇に限る。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 受理した学位論文等及び既に納付された学位論文審査料は、返還しない。

（審査員）

第7条 研究科委員会は、第5条の規定により、学位論文が審査に付されたときは、当該研究科の教員のうちから、3人以上の審査員を選任し、学位論文の審査及び試験を委託しなければならない。

2 研究科委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、本学の教員又は教員であった者を学位論文の審査及び試験の審査員に委嘱することができる。

3 研究科委員会は必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらず、他の大学院又は研

研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

4 研究科委員会は、第1項の審査員のうち1人を主任審査員として指名しなければならない。

(審査期間)

第8条 修士の学位の授与に係る論文の審査及び試験は、論文提出後2か月以内に終了しなければならない。

(試験)

第9条 修士の学位の授与を申請した者については、学位論文の審査のほか、面接試験を行う。この試験の方法は研究科委員会において定める。

(審査結果の報告)

第10条 修士の学位に関する審査が終了したときは、審査員はすみやかに審査の結果及び評価に関する意見を記載した審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

(学位論文の判定)

第11条 研究科委員会は、第4条による者について、本学大学院学則の定めるところにより、課程の修了及び学位論文の可否について審議し、学長へ報告するものとする。

2 前項の判定を行う研究科委員会には、構成員の過半数の出席を要する。この場合の定足数の算定に当たっては、外国出張中の者、休職中の者及び所属長の許可を得て出張中の者は、当該研究科委員会の構成員の数に算入しない。

3 第1項の審議決定は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

(学位の授与)

第12条 学長は、前条第1項の規定による報告に基づいて修了の認定、課程の修了及び学位論文の可否について決定し、合格した者には学位記を授与する。

(学位の名称)

第13条 本学の授与する学位には、IPU・環太平洋大学と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第14条 本学において修士の学位を授与された者につき、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て、すでに授与した学位を取り消し、学位記を返還させるものとする。

2 研究科委員会において、前項の議決を行う場合は、第11条第2項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第15条 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を具し学長に願い出なければならない。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

【資料7】学位論文審査基準

ディプロマポリシーに従い、下記の事項を中心に論文の審査を行う。

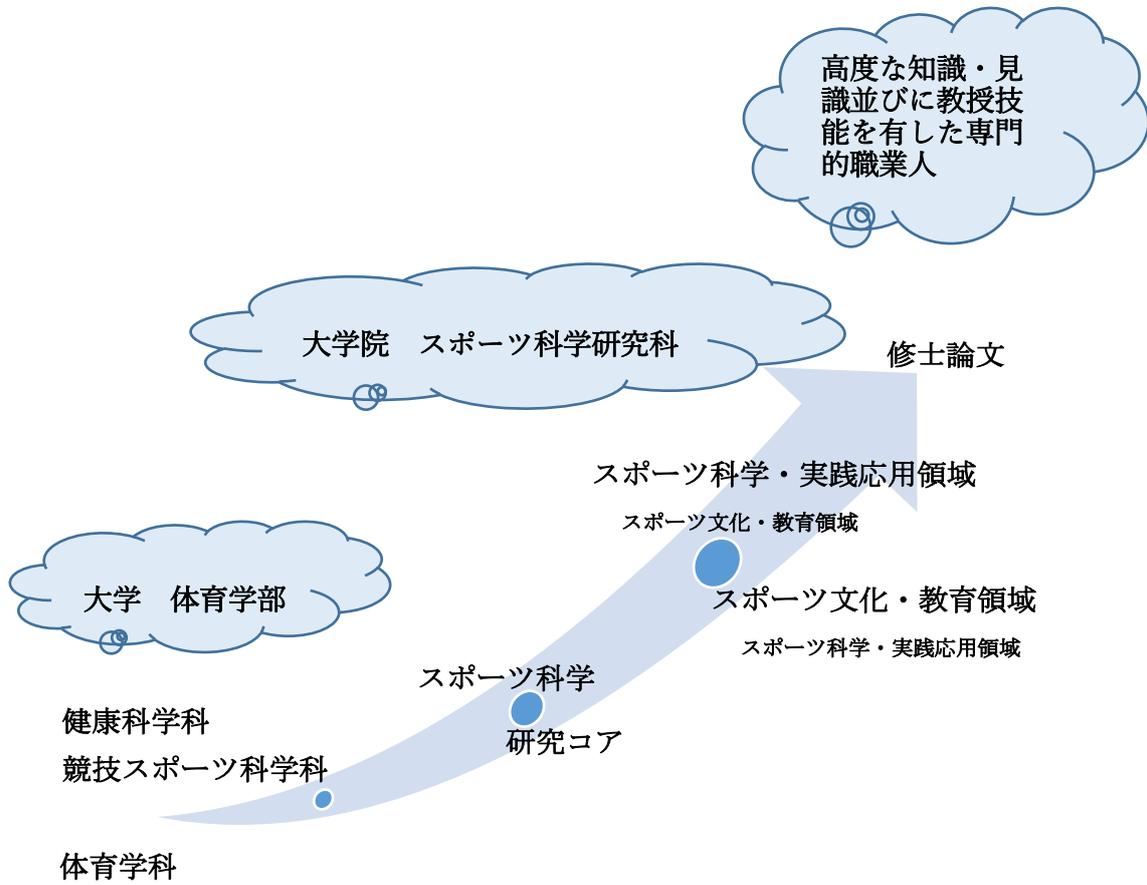
修士論文

1. 問題意識及び研究目的は明確であるか。
2. 研究・分析方法や調査方法は適切であるか。
3. 倫理的配慮が十分なされているか。
4. 先行研究の吟味が行われているか。
5. 論旨の展開は一貫して整合性があるか。
6. 新たな解釈の提示や表現に独自性がみられるか。

特定課題研究

1. 問題意識及び研究目的は明確であるか。
2. 研究・分析方法や調査方法が適切であるか。
3. 倫理的配慮が十分なされているか。
4. 文献検討が十分なされているか。
5. 論旨の展開は一貫して整合性があるか。
6. 構成及び内容に研究成果が十分盛り込まれているか。

【資料8】 体育学部から大学院スポーツ科学研究科への接続図



【資料 9】環太平洋大学大学院学則（案）第 27 条及び第 31 条

（入学前の既修得単位等の認定）

第 27 条 研究科委員会において教育研究上有益と認めるときは、本大学院の第 1 年次に入学した者が、入学前に大学院において学修及び修得した単位は、10 単位を超えない範囲で本大学院で修得した単位として認定することができる。

（長期にわたる教育課程の履修）

第 31 条 学生が職業を有している等の事情により、第 7 条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、学長はその計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

【資料 10】定年規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、職員の定年に関する事項を定めることを目的とする。

（職員の定義）

第2条 この規程において「職員」とは、定められた手続きを経て採用された専任の教育職員、事務職員をいう。

（定年）

第3条 職員の定年は、満60歳とする。但し、教育職員の定年は、満65歳とする。

2. 職員は、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という）に退職するものとする。

3. 高齢採用者（国・公立学校等を定年又は定年に近接した年齢で退職し、本学に採用された者をいう）で、大学院新研究科、新学部及び新学科開設時において、完成年次までの任期中で契約を締結した者にあつては、その任期中は前2項を適用しない。

（定年後の再雇用）

第4条 職員が退職し、再雇用を希望するものについては、理事会の選考により、任命権者の承認を経て、再雇用することができる。

2. 第1項の再雇用に関する事項は、別に定める。

（適用除外）

第5条 学長の地位にある者については、その地位にある間は定年に関する規程を適用しない。

（その他）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項、及び改廃については理事長が定める。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、学園が行う。

（附則）

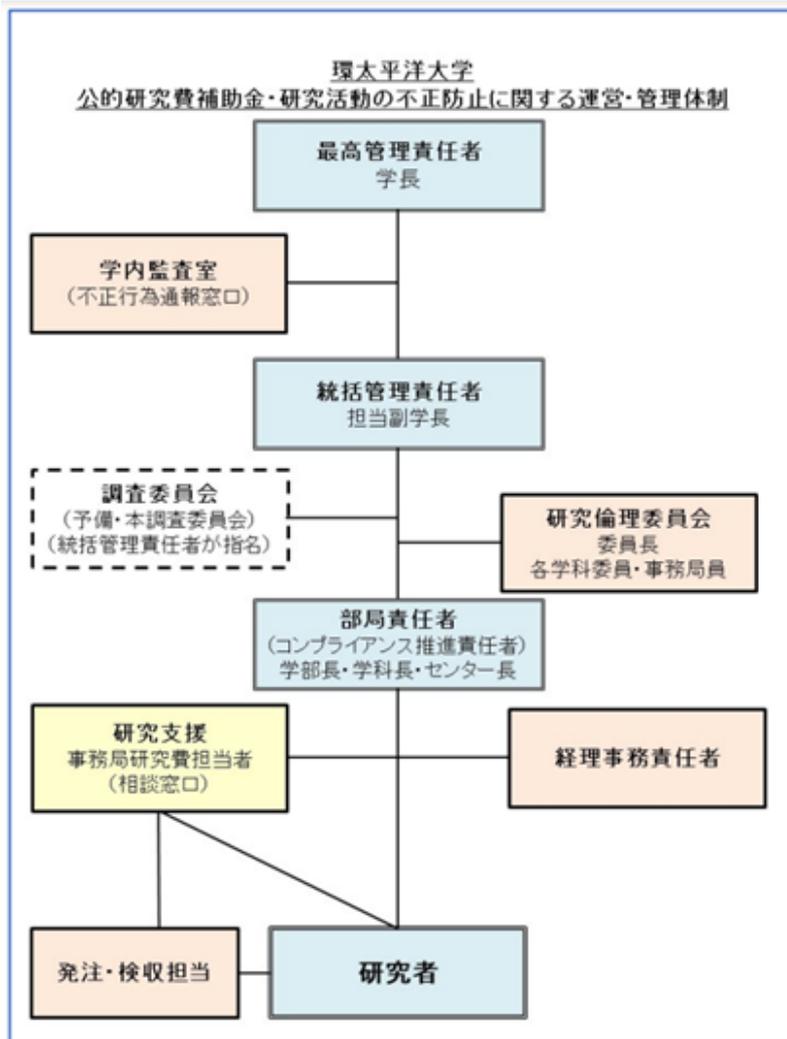
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年3月18日から改訂する。

この規程は、平成30年4月1日から改訂する。

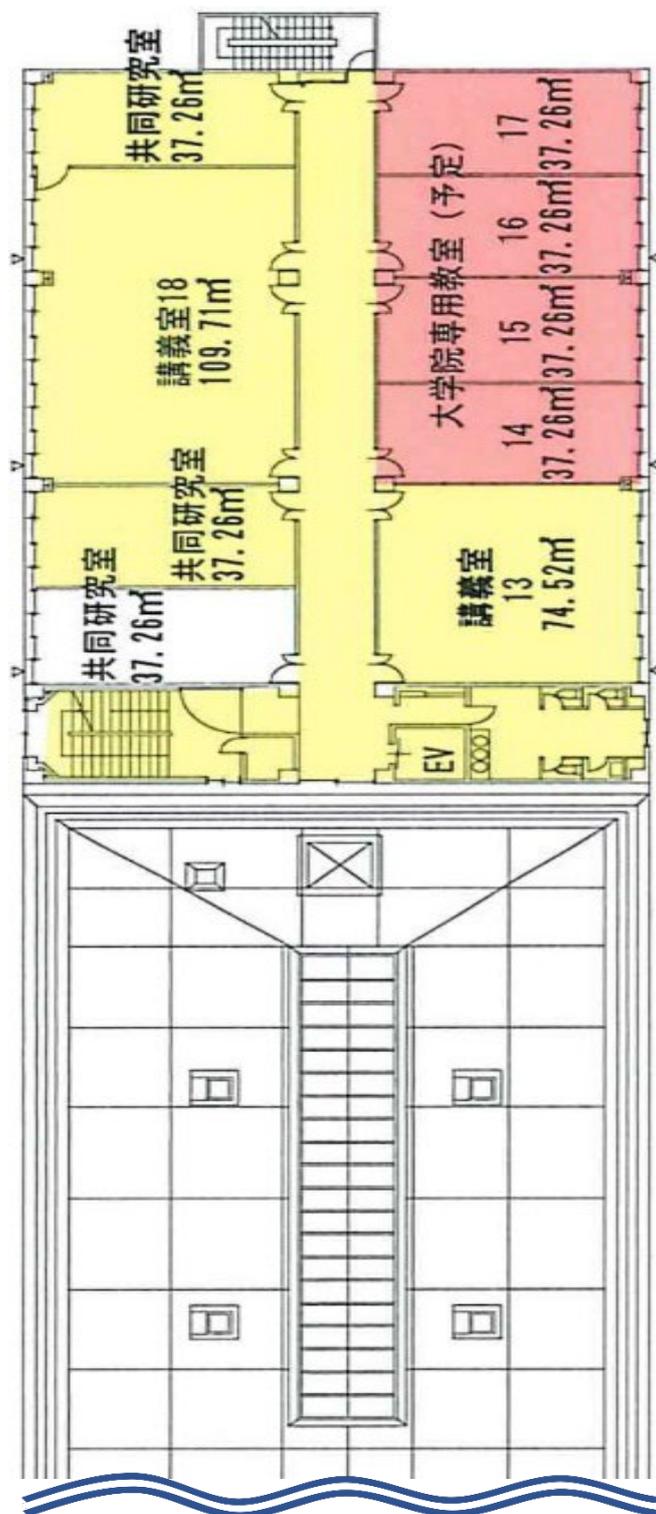
【資料 11】 環太平洋大学学内研究費取扱ハンドブック

管理体制	役割
最高管理責任者	最高責任者は、本学を統括し、研究費等の運営・管理について最終責任を負う。
統括管理責任者	<p>統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。</p> <p><主な業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各学部・学科への方針の説明 ■ 研究倫理委員会の議長（招集、運営）
<p>コンプライアンス 推進責任者 [部局責任者]</p>	<p>コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局等において、運営の実質的な責任を持ち、実効的な管理監督を行いうる体制を構築する。</p> <p><主な業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 具体策の実施・改善指導（説明）・モニタリング ■ 学内研究費責任者 ■ 研究倫理審査責任者 ■ 学内研究紀要論文通読責任者
<p>防止計画推進部署 [研究倫理委員会]</p>	<p>機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署であり、統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。</p> <p><主な業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 研究倫理審査（第一審査員） ■ 研究倫理説明会（実施計画・運営） ■ 不正防止計画の策定・啓発活動の実施 ■ 実施のための支援 ■ 実施状況確認（モニタリング）

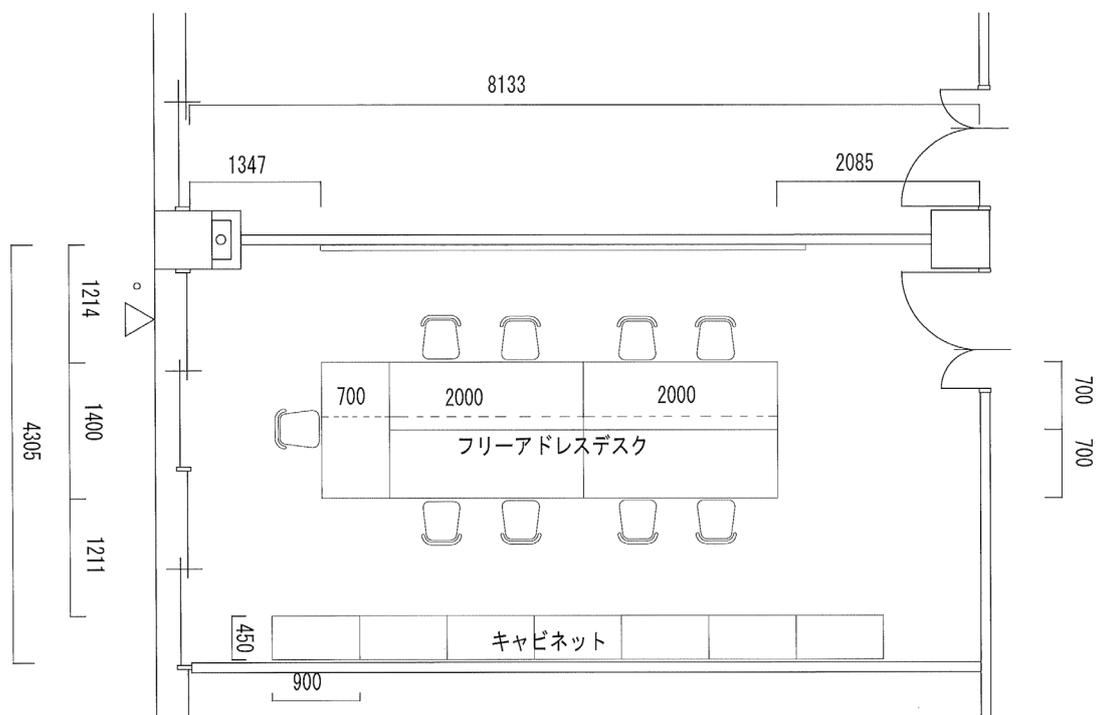


【資料 12】施設図面

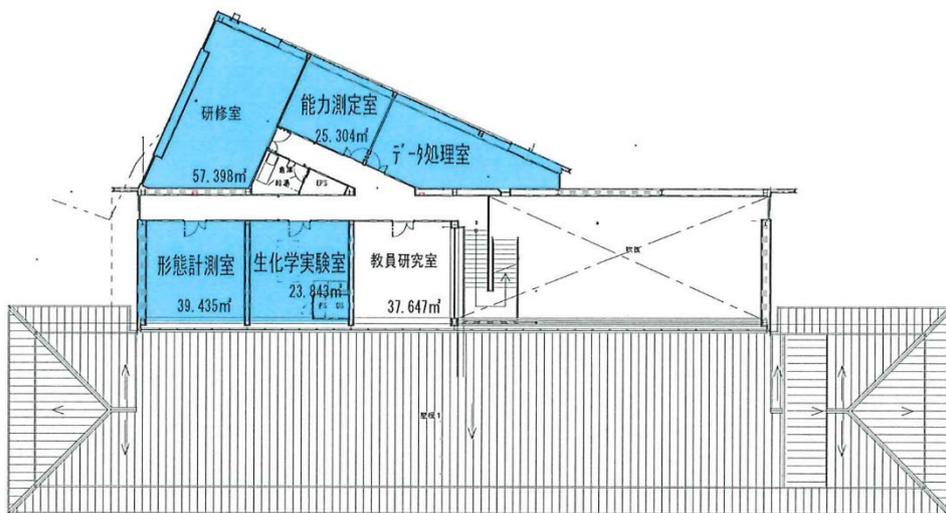
第1 キャンパス校舎4階 (部分)



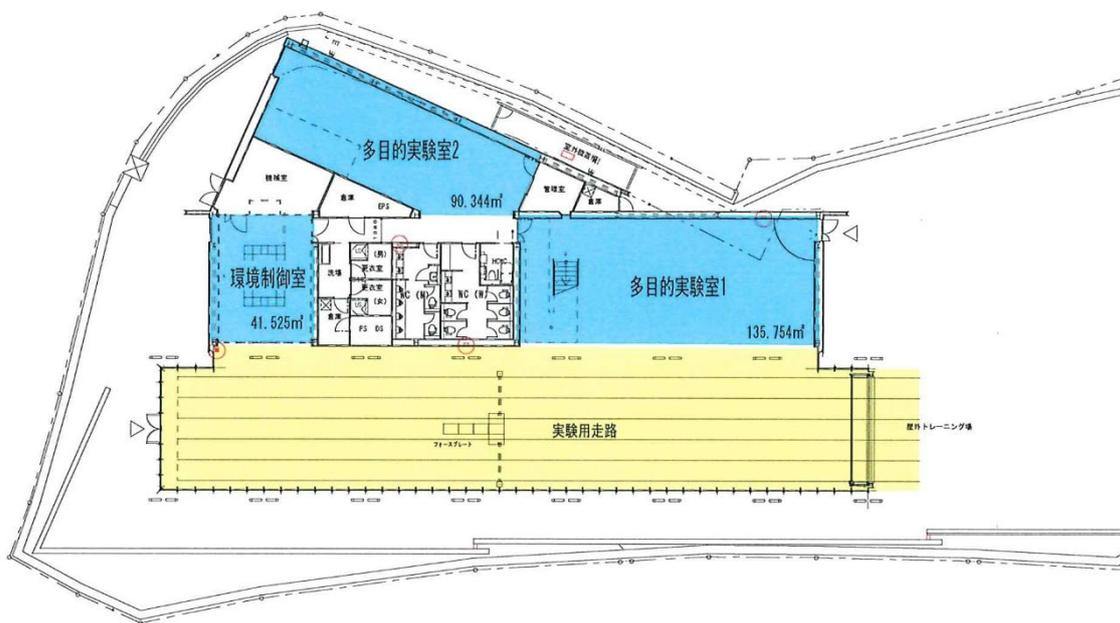
講義室 14~17



INSPIRE 2階



INSPIRE 1階



	全学共用
	大学院・学部共用
	その他

【資料13】環太平洋大学院スポーツ科学研究科委員会規程（案）

環太平洋大学大学院 スポーツ科学研究科委員会規程（案）

（趣 旨）

第1条 この規程は、環太平洋大学大学院学則第51条の規定に基づき、環太平洋大学大学院スポーツ科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

（組 織）

第2条 研究科委員会は、次に掲げる委員等をもって組織し、学長及び副学長は必要に応じて出席することができる。

(1) 研究科長

(2) 研究科に所属する専任の教授

2 研究科委員会には、研究科に所属する准教授、その他の職員を加えることができる。さらに、学部との接続を図るため、研究科長は体育学部長、その他の体育学部教員を必要に応じてオブザーバーとして加えることができる。

（審議事項）

第3条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、及び課程の修了に関すること

(2) 学位の授与に関すること

(3) 教育課程の編成に関すること

(4) 前三号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

（会議の招集及び議長）

第4条 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、研究科委員会において予め指名された教授がその職務を代行する。

（会議の議決）

第5条 研究科委員会の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務)

第6条 研究科委員会の事務は、教育事務局が処理する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。